官報

（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**七九）　一

〔**法規的告示**〕

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する告示（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**二九九）　二

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準等に関する告示（**経済産業**一四六）　三

〔**公　告**〕

諸事項

官庁
犯罪被害財産支給手続終了決定関係

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
独立行政法人中小企業基盤整備機構
令和七事業年度財務諸表、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法・第二号イに定める道路の指定、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社）関係
会社・阪神高速道路株式会社）関係

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

省令

○**経済産業省令第七十九号**

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令（令和二年経済産業省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第五号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第十三条第三項第五号ハの経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略）	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略）

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

法規的告示

○**総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号**

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（平成二十九年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号）の一部を次のように改正し、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和八年十一月六日

総務大臣　藤井比早之
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義

第一項第一号ロ中「第七項」を「第八項」に改める。